

第11回 東郷町議会報告会 報告

2018年11月17日(土) 19時～20時30分 町民会館2階大会議室にて

司 会：水川淳広報広聴委員長

記 録：石橋直季広報広聴副委員長

会場対応：新家光江広報広聴委員 加藤達雄広報広聴委員

当日参加者数 議員 14名 (1名欠席：星野靖江議員)
事務局 3名
一般参加者 12名

当日は以下の順序で進行した。

1 開会 議長あいさつ

2 議員紹介

今回は議会基本条例に関する報告会のため、事前に司会から議会活性化特別委員会、分科会としてのA小委員会及びB小委員会についての説明を行った。そのうえで司会より、A小委員会、B小委員会に分かれて着席した各議員(各委員)の紹介を行った。

3 議会基本条例についての報告

- ・ 加藤啓二議会活性化特別委員会委員長より、議会基本条例作成に至るまでの経緯について説明が行われた。
- ・ 門原武志議会活性化特別委員会A小委員会委員長より、議会基本条例素案完成に至るまでの経緯とその内容について説明が行われた。

4 議会基本条例に対する質疑、意見

3の報告に対しての質疑、意見聴取を行った。質問、意見は一度につき一点。質疑と答弁、意見は以下の通り。

- (1) 今回の会議の主催は。

答弁 広報広聴委員会が所管となるが、主催としては「東郷町議会」となる。

第11回 東郷町議会報告会 報告

(2) 審議回数、審議時間は。

答弁 52回、65時間。

(3) 条例案策定時期について、議会だよりにある「その後」とは。

答弁 パブリックコメント締め切りが19日までであり、その後である。パブリックコメント、本報告会で意見が出れば、意見によって、相当な時間はかかると思われる。

(4) 12月議会では早いと思う。意見を十分に検討して、決めていただきたい。

(5) 附則に「開かれた議会」とあるが、議会の透明性もまたうたっていただきたい。

(6) 活性化特別委員会、A小委員会など「委員会」と名称がついているが、A小委員会に関しては、常任委員会、特別委員会などの定められた委員会なのか。

答弁 活性化特別委員会は、条例で定められた特別委員会にあたる。小委員会については、作業会、検討会といったものなので、条例に規定されたものではない。活性化特別委員会傘下の分科会という位置づけ。

(7) 既に議会で「案」が上程されているわけではなく、配布されたのはあくまでも「素案」と考えてよいか。

答弁 その通り。パブリックコメント、本報告会での意見を踏まえて、変更の必要性があれば、その後、「案」を作り議案としていく。

(8) 本日初めて、条例案を見させていただいた。どこかであがっていたか。

答弁 パブリックコメント手続きのため、インターネット上にあげている。

第11回 東郷町議会報告会 報告

(9) 作る以前と以後でどう議会が変わったか。

答弁 まだ作っている途中。制定しながらの変化についていうと、議会報告会も1つであり、以前から当たり前に発行してきた議会だよりの位置づけを明確化する意義がある。町長部局に予算を削られる可能性もあるが、その根拠がこれまでなかった。その根拠となる条例とも言える。

答弁 「変わらない」が大前提。これまで行なってきたことに根拠をつけるかたち。今後、これまで行ってきたことをやめてしまえば、それは条例違反となってしまう。

(10) 制定後、どのように運用していくのか。

答弁 28条で記載した見直しの手続きがある。条例の達成を目指し、4年を超えない期間ごとに検証を行う。

(11) 条例により、新たにこのようにしたいという部分は。

答弁 4条2項の「可能な技術を使い」という部分、本会議一般質問以外での録画放送、また、生中継についてもできるように取り組んで行きたい。

(12) 「町民に開かれた」という部分が気になる。以前の報告会で、託児についても考えとの答弁いただいたが、現状は。議会には子育て世代が少なく、感覚が欠如している感があり残念。一般質問、報告会について、以前から参加人数など変化がない。

答弁 本報告会は、開催方法も含め試行錯誤をしている段階。託児については、引き続き検討していきたい。ご意見は今後の参考とさせていただく。

答弁 いただいたご意見を参考に、傍聴規定の年齢制限について撤廃した。

(13) 陳情をしたことがある。自治基本条例で取り扱われたかと思うが、町民からの意見として、委員会で説明の機会をいただいたが、委員会で簡単に否決された経緯がある。条例により、変わってくるのか。

第11回 東郷町議会報告会 報告

答弁 残念ながら、変わらない。法律で決まっている通りの運用となってしまう。

(14) 陳情した時に、もう少し丁寧な対応を求めたい。自治会の問題についての調査を求めたが、行ってもらえなかった。駐在員と区長との懇談について触れていたが、駐在員、区長、自治会長は兼務が多い、駐在員という出し方ならばよかったのか。

答弁 議会は陳情提出者の意見陳述の場を設ける、ということが今回の強い意図である。最終的な判断が議員個人に委ねられるのは、仕方がない。

(15) 自治会の問題について、数人ではあっても賛成はあり、僅差であった。それならば調査すべきだとも思うがいかかがか。自分自身、自治会を脱退した経緯があり、復帰もできなくなっている。このような地域、まちの方向は後ろ向き、閉鎖的な傾向だと思いがいいのか。

(16) 請願・陳情について、政策提言と受け止めると明記。明確な回答をすべきではないか。自治基本条例を作ったが、作って以降、行政のほうで生かしてくれている感じがしない。議会報告会を、町民との距離を縮めた、魅力あるものとしていただきたい。

答弁 その通りだ。前回、近づいてきた印象もあったが、まだまだであり、議員が出向いての広報広聴、他市で研修した「まちなか会議」のようなものも検討していきたい。

(17) 研修で先進地を訪れた後の報告に関しては、見られるのか。

答弁 事務局に保管してあり公開はしている。さらなる公開は考えていかなければならないと思う。

(18) 議会基本条例は町民にとってあまり馴染みがない。研修報告を見る時に、わざわざ事務局まで行くのではなく、ホームページがあるのだからもっとアップしてはどうか。情報が不十分だと思う。

第11回 東郷町議会報告会 報告

(19) 条例の役割は何か。自治基本条例は、住民の役割などが書いてあるが、この条例ではいかがか。

答弁 町民の役割は明記していない。あくまでも議会が何をやるかということを書き明記している。町民の方々からそっぽをむかれないための第一歩となる。

(20) まだ議会に上程されていないと思うが、どこが上程するのか。

答弁 議会活性化特別委員会は議長の諮問機関であり、全員が参加している。委員会からの提出となる予定。

答弁 形式上は議員提案になる。

(21) 4条1項にある「審議内容についての資料」とは。公開方法は。ホームページ上にPDFなどでアップしてはどうか。

答弁 議案を審議する際には、議案書がある。議員提案でも同様。インターネットにおいて、議案の名前だけが公開されているのが現状。ご意見は十分に踏まえたい。

(22) インターネット上への議案書アップについて、現状は努力するにとどまるのか。項目だけではわからない。日進市では、インターネットで公開されている。すぐにでも実現いただきたい。

(23) 動画のアップが1ヶ月以上先。リアルタイムで配信されればいいと思う。

答弁 PDF化、リアルタイム配信は積極的に提案しているが、なかなか予算化されていないという現状がある。

答弁 動画配信は始めることができたが、動画の変換に時間がかかる。人件費など、様々な課題があるが、速やかに進めていきたい。

答弁 7条3項「会議の日程をあらかじめ公表するよう努めなければならない」という条文により、会議日程をインターネット公開する一助になる。この条例を道具として使っていただきたい。

第11回 東郷町議会報告会 報告

(24) 担当があるのはわかるが、一言もお話されない議員さんがいるのは残念。携帯をさわっている、居眠りしている議員さんもいらっしゃる。質が低い。

(25) 議会だより編集後記に、予算の都合で増ページ難しいとある。一般質問目次ページを削る、横書きにするなどページを確保する工夫はできるはず。研修報告の内容が薄い。やれることを努力してほしい。

(26) 反問権について、解説にある①を入れなかった理由は。

答弁 実態は、本町の確認権という言葉が反問権に該当している。行政当局の意図をしっかりと問いたいので、①のような用途はそぐわないと考えた。

(27) 議会と行政との丁々発止のやり取りを求めている。反問権について、解説にある①はやはり必要だと思う。

(28) 議会モニター制度、議会サポーター制度を検討してほしい。岩倉市の報告をされていたが、そちらでは導入されている。

答弁 B小委員会において、議会モニター制度、議会サポーター制度は検討しているところ。

(29) 情報公開の度合いが低すぎる。

(30) 条例の見直しについて、毎年、議会白書のようなものを出している議会もある。1年ごとの改善をしてほしい。

答弁 条文の意図は、4年に最低1度は行うというもの。その中で、毎年行うことは当然、考えられる。

5 閉会 議長御礼

以上